

第61回スーパーマーケット・トレードショー2027 埼玉県ブース出展者募集要項

1 趣旨

県内食品製造事業者等の販路開拓を支援するとともに、埼玉県の主要な産業の一つである食品産業の魅力を全国の流通業界関係者へPRすることを目的として、国内最大級の食品展示商談会である「第61回スーパーマーケット・トレードショー2027」に埼玉県ブースを出展します。

2 「第61回スーパーマーケット・トレードショー2027」の概要

- (1) 主催者
一般社団法人全国スーパーマーケット協会
- (2) 開催日時
令和9年2月17日（水）～19日（金）午前10時～午後5時
（最終日は午後4時まで）
- (3) 開催場所
幕張メッセ 全館（千葉市美浜区中瀬2-1）
- (4) 来場者見込み
小売業、卸・商社、食品メーカー、中食・外食等の食品産業関係者
（2026年実績：80,922者）

3 埼玉県ブースの概要

- (1) 出展小間数 6小間（54㎡）
- (2) 1出展者あたりの展示スペース 1.2m×1.5m程度
※上記は見込みです。埼玉県ブースの配置場所やブースレイアウトによって変更となる可能性があります。

4 出展者の募集

- (1) 出展者募集数
12事業者
- (2) 応募条件
次の条件を全て満たす者を対象とします。
 - ア 埼玉県内に主たる事業所等を有する中小企業者又は個人であること。（複数の事業者から構成されるグループを含む）
 - イ 食料品、飲料関連製品の生産・製造を行う者、又は6次産業化に取り組む農林漁業者等であること。
 - ウ 県内外への販路開拓に意欲的であること。
 - エ 出展者自身で、開催日前日の展示ブースの設営や終了後の撤収を速やかに行えること。
 - オ 開催期間中、商品説明や商談のために担当者が出展ブースに常駐できること。
 - カ 共同出展による展示位置や面積等の差異を了承できること。
 - キ 全日程参加できること。
 - ク 商談会終了後の当日調査（商談の件数調査）、及び追跡調査（商談進捗・成約状況調査）に協力できること。
 - ケ 当該出展に係る説明会及び研修会に参加できること。

5 出展費用等

(1) 負担金

1 出展者あたり 100,000 円 (税込)

上記のほか、以下の内容については、出展者の負担とします。

- ① 各スペースで独自に装飾する場合の装飾費、独自の販促物作成費 (パンフレット等)
- ② 必要な什器などに係るレンタル経費
- ③ その他出展者が個別に負担すべき経費 (搬送費、旅費、宿泊費、出展者が独自で追加した電気工事及び使用料、試食サンプル費等)

※埼玉県ブース全体の装飾費用は県が負担します。

6 申込の方法

別添の申込書類 (「出展申込書」と「商品シート」) を記入の上、電子メールで御提出ください。また、電子メール送信後に、下記問合せ先あてに電話にてメール到達の確認を行ってください。

(1) 申し込み期限 令和8年7月21日 (火) 午前11時00分まで

(2) 出展団体等申込書ダウンロード方法

産業労働部イノベーション創造課Webサイトからダウンロードしてください。

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/r8-saitamakenbooth-shoku.html>

申込先

埼玉県 産業労働部 イノベーション創造課 地場産業担当

担当者：遠藤、小川

メールアドレス : a3770-02@pref.saitama.lg.jp

電話 : 048-830-3764

※申込書を受信した場合は、受付確認として担当からメールを返信します。

(セキュリティ設定をしている場合は「@pref.saitama.lg.jp」を受信可能としておいてください)

※令和8年7月22日 (水) までに受付完了の連絡がない場合は、下記問合せ先まで御連絡ください。

※14MB以上のメールは受信できませんので、分割等ご対応の上、送付ください。

7 出展者の決定

提出いただいた申請書類により、令和8年7月中に別紙選考基準に基づき審査し、出展者を決定する予定です。

審査結果については、後日申込者全員に出展申込書に記載のメールアドレス宛てに通知いたします。出展決定者には出展決定通知を、落選者には落選通知を送付します。

※令和8年7月31日 (金) までに通知のない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

8 留意事項等

(1) 出展決定後、必要書類等 (主催者提出資料や埼玉県ブース紹介用リーフレット作成のための書類等) を御提出いただきます。

(2) 原則、出展位置等の要望については受け付けません。

(3) 商談を目的とした展示会のため、会場での展示即売はできません。

(4) 主催者が関係省庁・自治体等から自粛要請を受け中止とした場合、主催者からの返金額等を考慮した上で出展者に返金いたします。

(5) 出展決定後 (8月以降)、自己の都合により出展を辞退する場合には、出展費用の返金は

できかねますので、あらかじめ御了承ください。

(6) 出展物は、本申し込み時点で開発が完了している商品に限ります。

(7) 出展エリアへの入場には出展者バッジの携帯が必要になりますが、1者につき原則2枚の発行となりますので、あらかじめ御了承ください。

(8) 出展にあたっては、主催者である一般社団法人全国スーパーマーケット協会が示す出展細則等を遵守し出展してください。

9 問い合わせ先

埼玉県産業労働部イノベーション創造課 地場産業担当 遠藤、小川
(〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎4階)

TEL : 048-830-3764 FAX : 048-830-4813

E-mail : a3770-02@pref.saitama.lg.jp

「第61回スーパーマーケット・トレードショー2027埼玉県ブース」出展者選考基準

1 出展者の選考方法

(1) 選考の手順

形式選考基準を満たした応募のうち、内容選考基準により総合的に選考する。

(2) 選考基準

ア 形式選考

出展者募集要項 第4項(2) 応募条件を満たしていること。

イ 内容選考

(ア) 商品・品揃えの妥当性

スーパーマーケットを主とした本商談会への出展により、販路の拡大が期待できる商品、品揃えであるか。

(イ) 将来性

販路開拓の活動を継続する意思があり、将来ビジョンが明確か。

商品特徴を踏まえ、開拓ターゲットが明確かつ的確に設定されているか。

(ウ) 組織体制・実施能力

適切な人材を有するなど、販路開拓が可能な組織体制であるか。

販路拡大に応じられる生産能力を有するか。

(エ) 地域への波及性

販路開拓をすることで、県産食品、県農産物加工品の消費拡大や地域の活性化につながる等の波及効果が期待できるか。

※ 新規出展者（埼玉県ブース初出展者）は加点します。